

すみだトリフォニーホール大規模改修工事
技術協力業務委託
プロポーザル実施要領
(E C I 方式)

令和 8 年 10 月

墨田区

目 次

1	目的.....	1
2	事業の概要.....	1
3	技術協力業務の概要.....	2
4	大規模改修工事の概要.....	2
5	事務局.....	3
6	応募者資格.....	3
7	日程.....	6
8	実施要領等の交付.....	7
9	質問の受付及び回答.....	7
1 0	参加表明書の作成及び提出	8
1 1	現場説明会.....	8
1 2	技術審査に係る提案書の作成及び提出	9
1 3	審査の実施及び結果の通知	11
1 4	契約の締結.....	12
1 5	応募者の失格.....	13
1 6	応募の制限.....	13
1 7	プロポーザルの中止.....	13
1 8	その他.....	13

1 目的

すみだトリフォニーホール（以下「本ホール」という。）は、開館後約30年が経過し、設備等の更新時期を迎えているとともに、特定天井の耐震化やバリアフリー対応が必要であることから、安全性・快適性の向上を図るため、令和10～11年度に大規模改修工事（以下「本工事」という。）を予定している。

今後、区、設計業務委託事業者（以下「設計者」という。）と協力し、施工者の立場から音響性能を確保するための改修方法、工事中の施工計画、仮設計画等による工期短縮、工事費縮減など高度な技術提案及び技術支援を実施設計に反映するため、設計段階から施工者が関与する「技術協力・施工タイプ」（以下「ECI方式」という。）を採用し、音響性能を維持した改修工事を進めていく。また、本ホールは重要な区内行事の場となっており、工事の遅延が及ぼす区民などへの影響が大きいことから、工期の遵守が求められる。

そのため、この技術協力業務委託プロポーザル（ECI方式）（以下「本プロポーザル」という。）は、広く技術提案を求め、その提案内容のほか、実績、能力、適性等について総合的に評価し、最も適した技術協力業務を行う者を特定するため、実施するものである。

2 事業の概要

（1）事業名

すみだトリフォニーホール大規模改修事業（以下「本事業」という。）

（2）発注者

墨田区

（3）工事場所

墨田区錦糸一丁目2番3号

（4）対象施設

すみだトリフォニーホール

（5）対象業務

本プロポーザルの対象業務（以下「本業務」という。）は、次表の「○」が記されている業務である。「－」が記されている業務は、別に発注する予定である。

区 分	設計 業務	技術協力 業務	工事監理 業務	施工 業務
a すみだトリフォニーホール技術協力業務	－	○	－	－
b すみだトリフォニーホール大規模改修工事	－	－	－	○

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事である。優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、仕様書・図面等に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の随意契約相手方として特定する。

なお、大規模改修工事に係る契約締結は、必要な予算が措置された場合とする。

3 技術協力業務の概要

(1) 業務名称

すみだトリフォニーホール大規模改修工事技術協力業務

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年9月末までとする。

(3) 業務内容

- ア 技術提案
- イ 設計の確認
- ウ 技術情報等の提供
- エ 全体工事費の算出
- オ 施工計画の作成（仮設計画及び工程表の作成、仮設数量の算出）
- カ 関係機関等との協議資料の作成
- キ 三者協議会への協力
- ク 報告書の作成

(4) 業務の配置技術者

「6 応募者資格」の（2）に示す技術協力業務責任者及び技術協力業務担当技術者

(5) 支払方法

全業務が完了し、履行検査確認後、一括支払いを行う。

(6) 業務の成果物

- ア 業務報告書
- イ 技術提案に関する成果物
- ウ 工事費内訳明細書
- エ その他監督員が指示するもの

(7) 提案限度価格

33,000千円（税込）

4 大規模改修工事の概要

(1) 業務名称

すみだトリフォニーホール大規模改修工事

(2) 履行期間

契約締結の日から令和12年3月末までとする。

(3) 業務内容

- 屋上防水更新
- 外壁改修
- 内装改修（大小ホール特定天井の対策工事を含む）
- 舞台床・吊物機構改修
- 電気設備改修
- 衛生設備改修
- 空調設備改修

舞台照明設備改修
舞台音響設備改修 等

本プロポーザル公告時点で想定する工事内容を示すものであり、技術協力業務における技術提案、VE 提案等を踏まえ、実施設計において工事内容を変更する場合がある。

(4) 支払方法

墨田区契約事務規則及び工事請負契約約款による。

(5) 参考価格

本工事の参考価格は、以下のとおりとする。

工事費 : 8,300,000 千円 (税込)

上記の価格は令和 7 年 6 月に実施した「すみだトリフォニーホール大規模修繕工事概算算出業務委託」において、算出した概算工事費である。なお、当工事費は目安であり、予定価格を示すものではない。

5 事務局

墨田区 地域力支援部 文化芸術振興課 文化芸術担当

【住所】 : 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

【電話】 : 03-5608-6212

【ファクシミリ】 : 03-5608-6934

【メールアドレス】 : BUNKASHINKOU@city.sumida.lg.jp

【URL】 : <https://www.city.sumida.lg.jp/>

【担当者】 : 蒲生、佐伯

※なお、本事業のプロポーザルに係るコンストラクションマネジメント業務を、別途事業者にて委託している。本プロポーザルに関し、発注者からの指示に基づいて当該事業者から依頼等が行われた場合は、これを発注者によるものとして対応すること。

6 応募者資格

(1) 応募者の構成等

ア 本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、3者による特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とすること。なお、うち1者は墨田区建設工事等競争入札に係る区内業者取扱基準（平成25年3月29日24墨総契第870号）第2条に基づく事業者（以下「区内業者」という。）であること。

イ JVの結成方式は、自主結成方式とし、いずれの者も出資比率は10%以上とすること。なお、1者の出資比率を他の2者より高いものとし、構成員中出資比率が最大の者（以下「第一構成員」という。）をJVの代表者とすること。

(2) JVの構成員に共通する応募資格

JVの構成員が、建設共同企業体協定及びプロポーザル参加表明書提出時（以下「表明

書等提出時」という。)に次の要件を全て満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による措置を受けていない者であること。
- ウ 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日 18墨総契第387号）に基づく指名停止又は墨田区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている期間中でないこと。
- エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- オ 信用失墜行為等入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。
- カ 墨田区発注の請負契約において、下請代金の未払い等下請契約関係に不適切な事実が現に存在しないこと。
- キ 建築工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ク 第一構成員は、平成24年度以降に日本国内で引渡しを完了した次に掲げるいずれかの要件を満たす工事の施工を元請（JVの場合は第一構成員）として履行した実績があること。
 - ① 900席以上の音楽・多目的ホール等の新築工事
 - ② 900席以上の音楽・多目的ホール等の特定天井改修工事なお、②においては、建築物内のホールの用に供する室の改修を含むものに限る。
- ケ 建築士法に定める一級建築士又は建設業法に定める1級建築施工管理技士の資格を有する技術協力業務責任者（第一構成員と常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る）を配置できること。
- コ 建築士法に定める一級建築士又は建設業法に定める1級建築施工管理技士の資格を有する技術協力業務担当技術者（第一構成員又は第二構成員又は第三構成員と常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る）を配置できること。また、技術協力業務責任者と技術協力業務担当技術者は兼任することができる。
- サ 本工事を契約する場合、工事着手日において、建築士法に定める一級建築士又は建設業法に定める1級建築施工管理技士の資格を有する監理技術者（第一構成員と常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る）を専任で配置できること。また、現場代理人と監理技術者は兼任することができる。
- シ 本工事を契約する場合、工事着手日において、建築士法に定める一級建築士又は建設業法に定める1級建築施工管理技士の資格を有する主任技術者（第一構成員、第二構成員又は第三構成員と常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る）を専任で配置できること。
- ス 技術協力業務責任者又は技術協力業務担当技術者には、平成24年度以降に日本国内

で引渡しを完了した次に掲げるいずれかの要件を満たす工事の施工を元請として履行した実績を有する者（常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を配置できること。また、現場代理人又は監理技術者には、同実績を有する者（常勤で3か月以上の雇用関係にある者に限る。）を配置できること。

①900席以上の音楽・多目的ホール等の新築工事

②900席以上の音楽・多目的ホール等の特定天井改修工事

なお、②においては、建築物内のホールの用に供する室の改修を含むものに限る。

セ 共同企業体の構成員（構成員の関係会社を含む。）が本件の建設共同企業体協定及びプロポーザル参加表明書を提出した他の共同企業体の構成員ではないこと。

（注）「関係会社」とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格申請の手引き「関係会社の定義」による。

ソ 事業協同組合が共同企業体の構成員となる場合、当該事業協同組合の構成員が本件の建設共同企業体協定及びプロポーザル参加表明書を提出した共同企業体の構成員ではないこと。

（3）各構成員に係る応募資格

ア 第一構成員

第一構成員が、区内業者（墨田区建設工事等競争入札に係る区内業者取扱基準（平成25年3月29日24墨総契第870号）の定めるところにより、区内業者として取り扱うこととされた者をいう。以下同じ。）と区外業者（区内業者以外の者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、次のとおりそれぞれ定める要件を表明書等提出時に全て満たしていること。

（ア）区内業者

電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」であること。

（イ）区外業者

- a 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業許可を受けている者のうち、建設業法第27条の29に基づく建築一式工事の総合評定値の点数が公告日現在で1,500点以上の者であること。
- c 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）以外の者であること。
- d 区が発注する他の工事の請負契約の期間中（契約締結の日から完了検査終了の日まで）ではないこと。

イ 第二構成員

第二構成員（第一構成員以外の構成員のうち、出資比率が最大の者（第一構成員以外の構成員の出資比率が同じ場合にあっては、第一構成員以外の構成員のいずれかの者）をいう。以下同じ。）が、次のとおりそれぞれ定める要件を表明書等提出時に全て満たしていること。

（ア）区内業者

電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」又は「B」であること。

(イ) 区外業者

- a 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」であること。
- b 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）以外の者であること。
- c 区が発注する他の工事の請負契約の期間中（契約締結の日から完了検査終了の日まで）ではないこと。

ウ 第三構成員

(ア) 区内業者であること。

(イ) 電子調達サービスにおける「建築工事」の等級が「A」、「B」又は「C」であること。

7 日程

日程のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日については、原則として事務局の対応は行わない。

(1) 公告、参加表明等の日程

区分	内 容	日 程
ア	プロポーザル公告日	令和8年10月2日（金）
イ	図面等資料の提供期間	令和8年10月5日（月）午前9時から 令和8年10月9日（金）正午まで
ウ	質問の受付期間	令和8年10月5日（月）午前9時から 令和8年10月9日（金）正午まで
エ	質問への回答	令和8年10月16日（金）予定
オ	参加表明書、参加資格確認書、特定 建設工事共同企業体協定書、現場説 明会参加申込書等の提出期間	令和8年10月5日（月）午前9時から 令和8年10月23日（金）正午まで
カ	現場説明会	令和8年10月27日（火）
キ	応募資格確認結果の通知	令和8年10月30日（金）予定

(2) 技術審査に係る提案書の提出、審査等日程

区分	内 容	日 程
ア	技術審査に係る提案書、技術者経歴 書の提出期間	令和8年11月2日（月）午前9時から 令和8年11月27日（金）正午まで
イ	審査実施日（プレゼンテーション及 びヒアリング）	令和8年12月11日（金）予定

ウ	審査結果の通知	令和8年12月下旬予定
---	---------	-------------

(3) 契約締結等日程

区分	内 容	日 程
ア	審査結果の公表	令和8年12月下旬予定
イ	技術協力業務委託契約・基本協定の締結・設計協力協定の締結	令和8年12月下旬予定

8 実施要領等の交付

(1) 区公式ホームページ掲載資料

ア プロポーザル実施要領

イ 仕様書（案）

ウ 各種様式

エ 評価基準書

(2) 電子データによる提供資料

区分	内容	提供期間
ア	基本協定書（案）	令和8年10月5日（月）午前9時から 10月9日（金）正午まで
イ	設計協力協定書（案）	
ウ	基本設計図書等	

(3) 電子データの提供方法

資料提供を希望する者は、守秘義務誓約書（様式1）に記入、押印したものをPDFにして、提供期間内にメールで事務局に送付すること。

守秘義務誓約書の内容が確認でき次第、事務局からメールでクラウドデータ共有サービスのURLを通知する。そのURLにアクセスし、提供資料の電子データをダウンロードすること。

※提供する基本設計図書等は、本プロポーザル公告時点での設計内容を示すものであり、技術協力業務における技術提案、VE提案等を踏まえ、実施設計において内容を変更する場合がある。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和8年10月5日（月）午前9時から10月9日（金）正午まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

質問書（様式2）に質問内容を記入し、原本のファイル形式のまま保存した電子データを、事務局宛に電子メールで提出すること。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認

を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は一括して取りまとめ、回答書を令和8年10月16日（金）に、区公式ホームページへ掲載予定である。なお、回答内容は、本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱う。

(5) 参加の秘匿

匿名性を担保するため、質問等は所定の書式を用い所定の期日に提出し、その他の手段や面談による質問は受け付けない。

10 参加表明書の作成及び提出

本プロポーザルの応募希望者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月5日（月）午前9時から10月23日（金）正午まで

(2) 提出先

事務局

(3) 提出方法

提出書類は持参又は郵送により提出する。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付すること。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着の確認を行うこと。

(4) 提出書類

ア 参加表明書（様式3-1） 1部

イ 参加資格確認書（様式3-2） 1部

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（任意様式） 1部

エ 参加資格に関する実績を確認できる資料 1部

オ 参加表明補足申請書類（様式A～D） 1部

※ア～オは、ページを付して、左上をステープル留めすること。

カ 電子データ 1部

※DVD-Rに、上記ア～オの提出書類の電子データを格納し提出すること。電子データの保存形式は、様式リスト（様式0）に記載のとおりとし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出すること。

(5) 参加資格確認結果の通知

応募者が、本実施要領「6 応募者資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を応募者全員に対して、令和8年10月30日（金）までに書面を郵送して通知する。

(6) 参加表明の秘匿

以降の審査は全て匿名で行うこととする。匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、審査の結果公表まで一切行ってはならない。

11 現場説明会

すみだトリフォニーホールの現場説明会を以下のとおり開催する。

ア 開催日時

令和8年10月27日（火）

なお、詳細な時間は応募者へ、後日通知する。応募者が複数の場合は、時間を分けて実施する。

イ 集合場所

応募者へ、後日通知する。

ウ 参加申込方法

現場説明会への参加を希望する応募者は、令和8年10月23日（金）正午までに、現場説明会参加申込書（様式4）に必要事項を記入し、事務局宛に電子メールで提出すること。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行うこと。

12 技術審査に係る提案書の作成及び提出

（1）審査の評価基準等

技術審査に係る提案書は以下の項目について審査する。詳細については評価基準書を参照のうえ、技術審査に係る提案書を作成すること。

ア 技術協力業務

（ア）技術協力体制

（イ）技術協力スケジュール

（ウ）事業を実現するためのVE提案

イ 施工業務

（ア）施工工程

（イ）仮設計画・施工手順

（ウ）工程管理手法

ウ プレゼンテーション

（ア）コミュニケーション力

エ 地域貢献

（ア）区内事業者の活用

（2）作成にあたっての留意事項

ア 技術審査に係る提案書は、基本設計図書等に準ずる内容で、自由提案とする。機能面、コスト面等を総合的に検討して作成すること。

イ 技術者経歴書（様式6）に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、同等以上の者として区が認める者への変更は、この限りではない。

ウ 技術審査に係る提案書の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、契約予定事業者として特定された者の技術審査に係る提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者が了解した部分を公表することがあるので、留意すること。

エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法を技術審査に係る提案書の作成に

使用することにより生ずる責任は、応募者が負うものとする。

オ 技術審査に係る提案書は、応募者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会で公開を決定される場合があるので、留意すること。

カ 都合により技術審査に係る提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式 7）を提出する。

（3）提出方法等

ア 提出期間

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）午前 9 時から 1 1 月 2 7 日（金）正午まで

イ 提出先

事務局

ウ 提出方法

提出する全ての書類を封筒等に入れて封印し、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付すること。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行うこと。

エ 提出書類

提出部数は、下記（ア）～（エ）については 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）、（オ）については 1 部とする。ただし、副本は下記「（ア）技術審査に係る提案書（様式 5－1）」を除いたものとする。

（ア）技術審査に係る提案書（様式 5－1～5－3）

※様式 5－3 は、A 3 版横・片面印刷 1 0 枚以内又は A 4 版横・片面印刷 2 0 枚以内とすること。

（イ）技術者経歴書（様式 6）

（ウ）技術者の経歴に関する実績を確認できる資料

（エ）技術協力業務委託参考見積書（任意様式）

（オ）電子データ

※DVD－R に、上記（ア）～（エ）の電子データを格納し提出すること。電子データの保存形式は、様式リスト（様式 0）に記載のとおりとし、必ずウィルスチェックを行ったうえで提出すること。

オ 体裁及び書式

（ア）各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成すること。

（イ）A 3 判様式の書類は、A 4 判様式の大きさに折り込むこと。

（ウ）用紙の余白は、左右、最低 2 0 mm 以上を確保すること。ただし、ページ番号の位置は除く。

（エ）提出書類は片面のみに記載し、裏面への記載は不可とする。

（オ）上記エ「（ア）技術審査に係る提案書（様式 5－1）」は、第一構成員名の記名押印をし、他の書類を綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出する。

（カ）匿名による審査を行うため、上記エ「（ア）技術審査に係る提案書（様式 5－2 及び

５－３）」の書類には事業者名及び事業者名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載してはならない。なお、事務局において上記記載と判断したものについては、事務局で黒塗りする場合があるので、留意すること。

- (キ) 上記エ「(ア)技術審査に係る提案書(様式５－１～５－３)」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現とすること。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、１０．５ポイント以上(図表内の文字は除く。)とすること。
- (ク) 上記エ「(ア)技術審査に係る提案書(様式５－２及び５－３)」は、上記(１)審査の評価基準等 ア技術協力業務、イ施工業務、エ地域貢献の提案内容を記載する。

１３ 審査の実施及び結果の通知

(１) 委員会の設置

本事業の優先交渉権者、次点者の選定及び順位付けは、学識経験者等で構成するＥＣＩ専門委員会(以下「専門委員会」という。)において、評価基準に基づき審査を行う。専門委員会での審査過程(専門委員会の会議録、各委員の採点表など)は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

○ＥＣＩ専門委員会委員名簿

区分	役 職 名 等	氏名
委員長	日本女子大学 建築デザイン学部 建築デザイン学科 教授	平 田 京 子
委員	東洋大学 大学院経済学研究科 公民連携専攻 客員教授 株式会社 PPP 総合研究所 代表取締役社長	天 神 良 久
委員	一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団 代表理事	藏 田 幸 三
委員	墨田区 副区長	土 橋 秀 規
委員	墨田区企画経営室長	小 倉 孝 弘
委員	墨田区総務部長	郡 司 剛 英
委員	墨田区ファシリティマネジメント担当部長	江波戸 史 恭
委員	墨田区地域力支援部長	浮 田 康 宏

(２) 審査

ア 審査の実施

専門委員会を開催し、評価基準に基づき審査を行い、優先交渉権者、次点者の選定のほか、順位付けを実施する。

イ プレゼンテーション審査

(ア) 実施日及び会場

日時 令和８年１２月１１日(金) 予定

会場 墨田区役所内 会場未定

なお、決定した日時及び会場並びに詳細手順については、応募者へそれぞれ通知する。

(イ) 実施方法

a プレゼンテーションの時間等

プレゼンテーションは提出書類の説明（プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション）後、20分間の専門委員会の委員によるヒアリングを行う。なお、プレゼンテーションの準備・撤収にかかる時間は合計5分以内とする。

b プレゼンテーション出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、技術協力業務責任者1名及び担当者、パソコン操作者を含む合計4名以内とする。

(ウ) その他

a 審査は非公開とする。

b プレゼンテーションは、提出した技術審査に係る提案書（様式5-2及び5-3）により行うものとし、プロジェクターを使用した説明は可とする。ただし、提出した技術審査に係る提案書（様式5-2及び5-3）以外の追加資料等の使用は認めない。

c 資料を説明する際に用いるパソコン及びプロジェクター等の必要機材は応募者各自が用意すること。

ウ 審査結果の通知等

(ア) 審査結果は、応募者全員に対して、令和8年12月下旬を目途に、郵送して通知する。また、優先交渉権者に対しては、技術協力業務委託契約・基本協定の締結・設計協力協定の締結の手続き方法等について連絡する。

(イ) 審査の結果については、以下の内容について、区公式ホームページ上で公表する。

a 優先交渉権者の名称

b 評価点の合計点

c その他

エ その他

(ア) 審査途中で応募者に関する情報は、一切公表しない。

(イ) 区公式ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容について、一切の問合せは受け付けない。

1.4 契約の締結

(1) 技術協力業務委託に係る契約及び基本協定、設計協力協定の締結

区と優先交渉権者は、速やかに技術協力業務委託契約及び基本協定、設計協力協定を締結する。ただし、技術協力業務委託契約の成立までは、区との契約関係が生じるものではない。優先交渉権者が契約を締結するまでの間に、本実施要領「1.5 応募者の失格」に記載している事項に該当して失格となった場合、次点者と協議して契約を締結するものとする。上記同様に次点者が失格となった場合、以降同様に順位順に協議して契約を締結する。

(2) 実施設計後の価格等の交渉

工事請負契約に係る価格等の交渉については、基本協定書による。価格等の交渉には、優先交渉権者が配置する技術協力業務責任者、現場代理人が出席することとし、価格等の交渉の方法は、区が決定する。なお、価格等の交渉に係る資料作成等の費用は、優先交渉権者等の負担とする。また、優先交渉権者との交渉が不成立となった場合は、優先交渉権者との契約は締結せず、区が定める方法により工事受注者を選定する。

(3) 工事請負契約の締結

価格等の交渉の成立後、区は墨田区契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日規則第 11 号）により、事業者と見積り確認を行い、事業者を工事請負契約の相手方として決定する。また、見積り確認の結果、契約に至らなかった場合は、(2) 実施設計後の価格等の交渉の規定によるものとする。

1 5 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (ア) 応募者が本実施要領「6 応募者資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- (イ) 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- (ウ) 応募者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (エ) 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- (オ) 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- (カ) プレゼンテーション審査に出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合で事務局が認めた場合を除く）
- (キ) その他、専門委員会が失格と認めた場合

1 6 応募の制限

専門委員会委員又はその親族（二親等以内）が、会社法第 3 2 9 条による役員として所属する法人等を構成員とする J V は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできない。

1 7 プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合がある。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用について、区に請求できないことについて、留意すること。

1 8 その他

提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、応募者の負担とする。

- (ア) 期限までに技術審査に係る提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、失格とする。
- (イ) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (ウ) 区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。

- (エ) 提出された書類は、返却しない。
- (オ) 応募者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術審査に係る提案書等の審査を行い、評価基準書に定める基準を満たす者を優先交渉権者として選定することができる。
- (カ) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。